

平成27年

目黒区教育委員会

第42回定例会会議録

(平成27年11月24日開催)

第42回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成27年11月24日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会委員長	小村 恵子
	教育委員会委員長職務代理者	笹尾 敦夫
	教育委員会委員	中山 ひとみ
	教育委員会委員	木村 肇
	教育委員会教育長	尾崎 富雄

出席職員	教育次長	関根 義孝
	教育政策課長（学校統合推進課長兼務）	
		山野井 司
	学校運営課長	佐藤 欣哉
	学校施設計画課長	照井 美奈子
	教育指導課長	佐伯 英徳
	教職員・教育活動課長	濱下 正樹
	めぐろ学校サポートセンター長	増田 武
	統括指導主事	細田 真司
	統括指導主事	和田 孝
	生涯学習課長	金元 伸太郎
	八雲中央図書館長	大迫 忠義

書記		鈴木 敏由起
		山東 隆博

(午前9時開会)

- 委員長 第42回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は木村委員です。
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 議案第47号 目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を
改正する条例(意見聴取))

- 説明員 (資料により説明)
○委員長 この件についてご質問等ございますか。
特にないようですので、採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

- 委員長 全員賛成ですので、議案第47号は原案どおり可決します。
次に日程第2を議題とします。

(日程第2 議案第48号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例(意見聴取))

- 説明員 (資料により説明)
○委員長 この件についてご質問等ございますか。
特にないようですので、採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

- 委員長 全員賛成ですので、議案第48号は原案どおり可決します。
次に日程第3を議題とします。

(日程第3 「めぐろ芸術文化振興プラン」改定素案について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
○委員長 この件についてご質問等ございますか。

○委員　　これは、芸術文化ということですから、この10年間を総括して、どのようなものが高く、どのようなものが低いかの評価が必要だと思います。実績の少なかったものということで3点の記載がございますけれども、どういうところがすごく実績が上がって、どういうところが足りなかったかという検討がなされているのでしょうか。この足りなかった点については、資料の2(3)のア、イ、ウでわかりましたけれども、どういう評価がされていたのでしょうか。

○説明員　　本体の参考資料として、資料1の42ページからの実績と評価のところの一覧が付いてございます。

このうち、例えば47ページの一番下のウ、芸術文化を通した学校間交流の促進ということで、区内学校が参加するジョイント形式のコンサートの開催がCということで、評価理由としては、目黒区文化祭の中で区内学校サークルが複数参加する事例があるが、事業として定着しなかったという評価となっています。

それから、50ページの上のほうで、地域・学校等での芸術文化活動に関わることができる人材の把握という部分も、C評価となつてございますけれども、芸術文化登録団体はボランティアの意向把握はできているが他の把握ができていないというように、全般にわたって評価をしている状況ですので、ご参照いただければと存じます。

○委員長　　その他ご質問等ございますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に日程第4を議題とします。

(日程第4　目黒区スポーツ推進計画素案(案) (報告事項))

○説明員　　(資料により説明)

○委員長　　この件についてご質問等ございますか。

○委員　　スポーツ推進計画を中心に、見解といいますか、ぜひこういう方向でご努力いただきたいというようなことなんですけれども、これは区民の方々の自主的な行動というのがまず最初にあるとは思いますが、例えばスポーツ推進計画でいいますと、新しい事業として、トップアスリートを見に行くというようなことについて、多くの区民の方々が興味あると思いますが、予算的な裏づけ、これが区民に見えていないと、予算がないから無駄だろう、実現で

きないだろうというような形で諦めてしまうような場面を私は何回か見てきております。

それから、以前も問題になりました、スポーツの場合ですと、指導者、指導員の育成というようなことについてもスポーツ推進計画には書かれておりますけれども、これも当然のことながら予算的な裏づけがないと、そういう指導員を育てるという行為ができないわけですので、かなりの部分の人が諦めてしまっているという現状があります。

もう少し努力すれば実現する可能性があるというようなものが見えるものを、例えばスポーツ推進計画ならば、その後に区民に見られるような形で、ぜひ公表していただくということが必要になるかと思えます。この目標というものに到達するための道筋をぜひ示していただきたいと思えます。

○説明員

貴重なご意見、ありがとうございます。ただいまのご意見ですが、けれども、確かに目標、これからの行く末が見えることは大切だと思います。

ただ、先ほどの芸術文化振興プランもそうですし、このスポーツ推進計画もそうですけれども、特に予算という観点からしますと、実際に予算化をして事業を行う所管課というのは、この計画をつくっている所管課だけではなくて、いろいろなところにまたがっていますので、それを一覧で見るとは予算書で見るとは、うけれども、それを恐らく委員のご趣旨としては、何か計画の進捗に合わせてわかるような形で載せたほうが区民にとってわかりやすいというご趣旨かと思えます。どのような工夫ができるのか、計画の所管にご意見として伝えてまいりたいと存じます。

○委員

このスポーツ推進計画懇話会に参加させていただいていますので、少し経緯がわかっているんですが、この「支えるスポーツ」に違和感を持ったんですね。本当は「行うスポーツ」、そこに入ってきて指導者を育てるのではないかと思ったのですが、そうではなく支えるということも非常に大きな力になるのではないかと思っております。

前にも問題提起で、答弁していただいたと思うんですが、59ページの学校別部活動加入状況という、これが訂正されないでそのまま残っているのですが、この中学校の運動部加入率ですね、59ページに書いてあります。これを見ますと、例えば第十中学校と東山中学校は70%台をキープして運動部に入っていますが、

目黒中央中学校は40%と非常に少ないです。これはいろいろな所管でこれからも配られるとは思いますが、本当にこの数字でいいのかということと、これだけ差があったら、埋めていかないといけないと思うのですが、いかがでしょうか。

○説明員　　すみません、実はこれを見て、委員のご指摘の59ページ、8ページにも、図表6ということで今年度の加入状況が記載されておりまして、私の手持ちの資料と若干ずれている部分がございますので、後ほど、これについては確認をさせていただければと存じます。

○委員　　基本の施策と重点事業との関係なんですが、概要版の1枚めくったところの基本目標の下に基本施策が7つあって、その次から重点事業があって、これが6つで終わっているんですね。本体の19ページと20ページのところを見ると、左側に基本施策が7つあって、右側の第4章というところに重点事業というふうに入っていて6つ。この施策に対応するのは6つまでというところで、結局、7番目の「区民が気軽にスポーツができる環境の整備」というのは重点事業から外されていると読めるのですが、それは、当面は、ここは余り重点は置かないという理解でいいのでしょうか。

○説明員　　計画策定の所管に確認をしまして、万が一漏れているのだとすれば漏れがないような形で進めるよう、確認をさせていただければと存じます。

○委員　　もし漏れていなくて、重点事業はこの6つに限りますよということ、それなりの説明がないと、せっかく7つ掲げて、6つですというのも何か少し違和感があるので、うまく説明をするようお願いします。

○説明員　　ただいまのご趣旨も踏まえまして、確認をさせていただきたいと存じます。

○委員長　　その他ご質問等ございますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に日程第5を議題とします。

(日程第5　　区立学校施設の天井モルタル仕上材の点検後の対応について
報告事項)

○説明員　　(資料により説明)

- 委員長 この件についてご質問等ございますか。
- 委員 細かいところの表現ですけれども、3の点検の結果ですけれども、もう少し丁寧というか、わかりやすい説明が必要かと思いません。
- 例えば大岡山小学校で「爆裂箇所」という表記がありますが一般的にいうとどういうことなのか、もう少しわかりやすい表現にしたほうが良いと思います。東山は「剥がれている」、それから第九中学校は「ボロボロになっている」、この違いがよくわからないので、説明で補う必要があると思います。
- これから外部に出ていくことになりますので、誤解を生じないように再検討していただければと思います。
- 説明員 ただいまのご指摘でございますが、明後日の文教・子ども委員会では、この大岡山小学校につきましては、もう少し丁寧に、もう少しわかりやすい表現で説明させていただきます。
- 委員 今、委員がおっしゃったことにもつながるんですけども、「爆裂」、「剥がれている」、「ボロボロになっている」という、その状況を判断した判断者についてです。要は点検の管理者あるいは実際に点検した人などの責任の所在をはっきりさせておく必要があると思います。これは、今問題になっております建築の杭の問題でも、要は監理技術者というような者ばかりがマスコミで取り上げられていますが、もう少し具体的な責任体制が誰が見ても、第三者に説明してもわかるような記載が必要ではないかと思っています。
- 説明員 今の委員のご指摘でございますが、確かに本件につきましては、まず学校で点検していただきました。学校からの回答に、こういった形で記載してありましたが、その後、総務部施設課の職員が現地を確認し、大岡山小学校を始め該当の学校を私も確認してございます。そういった中で、やはり今のご指摘のとおり、責任の所在の問題もござimasので、もう少し記載の表現を検討したいと思います。
- 委員長 その他ご質問等ございますか。
- 特にないようですので、この報告を受けました。
- 次に日程第6を議題とします。
- (日程第6 緑が丘文化会館の空調機フィルター落下事故について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 委員長 この件についてご質問等ございますか。
- 委員 本当に落下した場所に誰もいなくてよかったと思うんですが、原因が経年劣化ということだと、1カ所だけが経年劣化するというのもどうかなと思うので、多分、経年劣化が原因とすれば、ほかに同じようなものがあれば、複数の箇所劣化をしている可能性があります。その劣化をどうやって未然に確認するかということがあります。現在のところ確認できなくても、劣化が原因だと考えた上での、点検か交換が必要ではないかと思うので、慎重に点検をしていただければと思います。
- 説明員 委員おっしゃるとおりでございまして、経年劣化はこの空調機のみならず、全ての施設の設備についても言えることとございます。今回は、全ての空調機についてフィルターの補強工事を行いましたけれども、それ以外の設備についても緊急点検を行って、必要な補修を行っていきたいと思います。これには施設課とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております
- 委員 私も、この経年劣化という表現だけで原因だとするには少し疑問を感じております。経年劣化だけだと、どの施設も該当すると思います。私は一つは風による振動とか、そういったものがリベットに対して、いわゆる疲労破壊みたいなものを起こさせるというようなことが原因の一つではないかと思っております。
- この疲労破壊という問題につきましては、既にもう橋などで、疲労のために溶接が割れたりとか、そういう事故が起きておまして、これについて協会といいますか業者団体、そういったところでいろいろな見解が既に出ていると思います。ですから、今後の活動という形で考えたときには、そういう専門の意見、要は金属というものが、ただ経年劣化だけではなくて、疲労破壊的なものもあるのだということも、一つここに加える必要があると思います。
- 説明員 ただいまの委員のご意見を参考にいたしまして、今後、施設課とも連携して取り組んでいきたく思っております。確かに社会教育館だけでできることも限界があると思いますので、そうした知見を生かして、全庁的な視点として取り組んでまいりたいと考えております。
- 委員 確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず1点目、

資料の4の今後の方向の中で、「目視だけではなくリベットやビスの接合状況の確認も併せて行うよう、委託業者に指導していく。」とありますけれども、この保守委託の仕様書の中で目視だけでいいということになっているのか、あるいは、リベットやビスの接合状況も確認するような仕様書になっているのかお答えいただきたいと思います。それが1点目です。

2点目は、これは生涯学習課が所管する施設だけを書いてあるわけですがけれども、施設はまだほかにもたくさんあるわけですので、その他の施設についてどのように考えているのでしょうか。

それから3点目に、先ほど口頭の説明の中で、本件以外の保守点検が必要なところについては補強工事を行ったと聞こえたのですけれども、どこを行ったのかの説明がなかったので、もう一度説明をいただけますか。

以上3点です。

○説明員

1点目の仕様内容についてのお尋ねでございます。こちらについては、日常点検、それから6カ月点検とも、目視点検で行うということで委託をしております。ただ、清掃する場合、年7回、ファンコイルフィルターは清掃しているのですが、そのときに仕様の中で、清掃に当たっては設備保守業務と一体的に実施するということで、ここで担保することにはなっております。ただ、そのときもやはり目視の確認のみで、リベットの奥が、腐食していたとか、そういった不具合があるかどうかまでは確認をしていなかったということでございます。今後は、この清掃時の点検の中で、設備保守の担当者が不具合があるかどうか確認するよう指導していきたいと考えているところでございます。

それから、2点目の全庁的な視点というお尋ねですけれども、こちらについては、文教・子ども委員会では施設課長も同席する予定でございます。教育委員会所管以外の部門の施設に関するお尋ねが出た場合も対応していくということで考えております。

それから3点目補強工事の内容でございますが、失礼いたしました。11月の16日と23日の休館日を利用して、残りの全ての空調機のフィルターについて確認し、補強工事を行ったんですけれども、16日は1・2階廊下の残り、それから児童館内の残りの部分で、事務室の全箇所、それから2階の第1研修室の工事をいたしました。20日にも工事をいたしまして、児童館の事務室、それから会館受付、行政窓口の休憩室等、一般の利用者が入

らないところを金曜日に工事をし、11月23日は行政サービス窓口と研修室の残り全箇所を補修工事を行ったということで、全ての空調機フィルターの補強工事を完了したということでございます。

○委員 第2点目の緑が丘文化会館以外の点検の強化について、委託業者に指導していくとあります。そのほかの施設の点検強化の指導というのは、施設課はどのように行うのでしょうか。

それから3点目の補強工事の話をも具体的に聞きましたけれども、かなりの箇所を補強工事しているように聞こえます。具体的にどのような工事を行ったのですか。ここにあるようなリベットやビスの接合状況のことを言っているのか、あるいはそのほか、経年劣化によって不具合が生じているところの補強工事を行ったのか。合計で何カ所補強工事はやったのでしょうか。もう一度伺います。

○説明員 まず、1点目の緑が丘文化会館以外の社会教育施設については、館長会を通じ、緊急の点検を行うよう指示しております。また、このたびの事故を受けての施設課の対応でございますけれども、教育委員会所管以外の施設の点検について、全庁的な通知を出すことは、現時点で考えていないということでございます。

それから、2点目の補修箇所なんですけれども、こちらについては、86カ所の空調機のフィルターの補強工事をいたしました。具体的に申し上げますと、今回落下した空調機のフィルターは、ちょうど教育委員会室天井の蛍光灯フィルターと同様の形状でして、この短い辺の部分に4カ所どめで接合されていたということです。それが弱っていて落ちてしまったということなので、今回、その長い辺の部分にも穴をあけ、リベットを打ち込んだということでございます。箇所数は多くなりましたが、補強工事によって安全を担保できたと考えています。相当の工事費はかかりましたが、これはもう安全にはかえられないということで、緊急で補強工事をしたものでございます。

○説明員 ただいまのご質問で、例えば学校施設の点検の強化を聞かれた場合ですけれども、委託には目黒中央中学校、複合施設である碑小学校等のプールが入っていますが、業者から私共に、毎月点検報告を写真付きでいただいております。

私もこの件を伺いまして、現状では、業者は常日頃、例えばそういった不具合があれば、業者で直せば直す、業者で直せない

部分につきましては、私共で部品を支給して業者で直すとか、改修工事を発注して直すとかそういう形で修理してございます。

個別に専門業者が点検するものもございしますが、改めて委託業者にこの内容を情報提供いたしまして、再度業者とは密に連携を取っていきたいと考えております。

- 委員長 その他ご質問等ございますか。
 特にないようですので、この報告を受けました。
 次に日程第7を議題とします。

(日程第7 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
○委員長 この件についてご質問等ございますか。
 特にないようですので、この報告を受けました。
 次に日程第8を議題とします。

(日程第8 碑小学校における学年閉鎖等について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
○委員長 この件についてご質問等ございますか。
○委員 これはノロウイルスだったのでしょうか、症状からいって。
○説明員 そのあたりについては、この段階で特に、お医者さんの診断も含めて、検査をした児童等の報告は受けていない状況でございまして、現地を確認した保健所の感染の部門についても、この欠席状況等も含めて、検査を法定上行う状況ではないということなので、特に検査のお願いはしませんでしたので、ウイルスについては特に現段階で判明していない状況でございます。
- 委員 保健所で検査をすれば別ですけれども、一般の診療所で迅速診断をお願いすると恐らく1万数千円ぐらいかかりますので、行わないのかなと思います。

恐らく症状からいうとノロウイルス系ですけれども、ノロウイルス自身は飛沫感染はほとんどありません。ですから、これは誰か1人が学校で吐いたりすると、その吐物の中には非常にウイルスがありますし、その方はどこから持ってきたかという、電車のつり革とか扉にさわると、人間は2時間に1回ぐらいは顔に手

を持ってきます。そうすると、そこから口で侵入します。このウイルスは毒性は大したことないですが、人間の体で増殖しますので、ある程度増殖がピークに達すると急に発症し、それが嘔吐と下痢です。その吐物にさわった人はほとんど感染すると言っていると思います。アルコール消毒はだめなので、ふだんは石鹸できれいに洗い流すということになりますし、これで治ったと思って学校に出てきても、その方の便には1週間から2週間ウイルスが残っている。その方がトイレに行って、トイレットペーパー5枚ぐらいでは、ウイルスが浸透します。それでノブにさわって、ほかの人がさわるといって広がるので、1日の学校閉鎖がどのぐらい効果があるかということです。

そのとき同時に、これから最低1週間は手洗いを一生懸命しましょうということをお話しないと、また出てきてしまうということがあるので、休んでいる間の指導というのも大事だと思います。それから、就学時健診を延期にしたというのは非常にタイムリーで、ウイルスはしばらくたてば死んでしまいますし、次の日実施しなくてよかったなと思っています。

○説明員 委員ご指摘のとおりでございまして、消毒の徹底は今後も続けるということですが、改めて子どもたちに対する指導についても、これは学校も重々認識したところでございますので、継続的に行っていくものでございます。

また、改めて約2週間については、新たな発症も含めて、保健所には欠席の報告を毎日、これは教育委員会にも同時に提出させることにしまして、現状、学校の現場を注視しながら、慎重に見ていきたいと考えてございます。

○委員長 その他ご質問等ございますか。
特にないようですので、この報告を受けました。

〔 資料配布 ・平成28年1月行事予定 〕

○委員長 以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時51分閉会)